医療法人「眞幸会」

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

両立支援制度を充実させ、出産、子育て等をしながら働く職員が安心して長く勤務できるための雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する

計画期間

２０２６年（令和8年）４月１日～２０３１年（令和１３年）３月３１日の５年間

目標１

◆男女ともに育児休業取得率の現在の水準を維持する（現状は申請があった場合は100%取得）

※計画期間内における育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員＝１%以上　／　女性職員＝８０%以上

令和８年４月～	育児休業の取得状況を把握する
令和９年４月～	各事業所（各課）における休業者の業務カバー体制の検討・実施 （代替職員の確保、業務体制の見直し、複数担当制など）
令和１０年４月～	管理職を対象とした上記研修の実施
令和１１年４月～	男性職員が育児休業等を取得しやすい環境作りのための研修内容の検討

目標２

◆男性職員の子育て目的の休暇の取得促進

計画期間内における男性の平均育児休業取得率を１%以上とする

令和９年４月～	産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う
令和１０年４月～	管理職を対象とした上記研修の実施
令和１１年４月～	男性職員が育児休業等を取得しやすい環境作りのための研修内容の検討

目標３

◆計画期間中のパートタイマーから正職員への登用を２人以上とする

令和９年４月～	パートタイマー向けの正職員登用制度を整備する
令和９年１０月～	登用申込方法を整備し、周知を行う
令和１０年４月～	正職員として必要な知識・技能習得のための研修機会を設ける

目標４

◆全職員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を各月３０時間未満とする

令和９年４月～	管理職を対象とした意識改革の研修を年１回実施
令和１０年４月～	業務量の見直し、ＤＸ化による業務の効率化などの取組実施
令和１１年４月～	各事業所（各課）における問題点の検討および研修の実施